

平成 29 年

## 乙訓福祉施設事務組合議会第 3 回定例会会議録

開会：平成29年 9 月21日

乙訓福祉施設事務組合議会

平成29年乙訓福祉施設事務組合議会第3回定例会

議 事 日 程

平成29年9月21日（木）

午前10時00分開議

○出席議員（9名）

向日市	上田 雅 議員	常盤 ゆかり 議員
	和島 一行 議員	
長岡京市	白石 多津子 議員	武山 彩子 議員
	田村 直義 議員	
大山崎町	北村 吉史 議員	辻 真理子 議員
	前川 光 議員	

○欠席議員

なし

○議会事務局職員出席者

半田 麻子 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者（11名）

安田 守	管理者（向日市長）
中小路 健吾	副管理者（長岡京市長）
山本 圭一	副管理者（大山崎町長）
岩崎 英樹	監査委員
藤本 正次	事務局 局長
八木 富士子	会計管理者（向日市会計管理者）
河原崎 清隆	事務局次長兼総務課長
石野 功一	事務局次長兼乙訓若竹苑施設長
渡辺 三知雄	乙訓ポニーの学校施設長
伊藤 啓子	介護障害審査課長
中川 仁夫	障がい者相談支援課長

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 管理者諸報告
- 日程 4 例月出納検査結果の報告
- 日程 5 第 7号議案 監査委員の選任について
- 日程 6 第 8号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程 7 第 9号議案 平成28年度乙訓福祉施設事務組合一般会計歳入歳出  
決算の認定について

○会議録署名議員

向日市 常盤 ゆかり 議員  
大山崎町 北村 吉史 議員

(開会 午前9時57分)

○前川 光議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人であります。

ただいまから平成29年乙訓福祉施設事務組合議会第3回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、先般、向日市議会議員役職改選が行われまして、本組合議員に常盤ゆかり議員、上田 雅議員、和島一行議員をお迎えすることになりました。ここにご紹介させていただきます。

それでは、各議員から簡単なご挨拶、よろしくお願い申し上げます。

常盤議員。

○常盤ゆかり議員 皆さん、おはようございます。

乙福の議員として2年ぶりになります。またしっかり、皆さんに教えていただいて、乙福議員としてしっかり努めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○前川 光議長 上田議員。

○上田 雅議員 皆さん、おはようございます。

向日市議の上田 雅でございます。いつもお世話になっております。私、こちらの方に参加させていただくのは初めてとなりますので、皆様とともに勉強させていただき、よりよくなるように頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○前川 光議長 和島議員。

○和島一行議員 おはようございます。

私も上田議員と一緒に、初めてであります。以前は消防議会にいました。こちらの方も、やはりいろんな制度があり、さまざま勉強することがありますので、皆さんとともに頑張っていきたいと思います。よろしくお願い致します。

○前川 光議長 ありがとうございます。

それでは、これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によりまして、向日市の常盤ゆかり議員、大山崎町の北村吉史議員を指名いたします。

○前川 光議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

○前川 光議長 日程3、管理者諸報告であります。

安田管理者。

○安田 守管理者 おはようございます。

本日、平成29年乙訓福祉施設事務組合議会第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、ご出席を賜りましてありがとうございます。

諸報告の前に、先般の向日市議会の議員役職改選によりまして、本組合議員に常盤ゆかり議員、上田 雅議員、和島一行議員をお迎えすることになりました。議員の皆様方におかれましては、本組合発展のため、今後ともご指導、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き6月定例議会以降の報告をさせていただきます。

最初に、総務関係でございます。

今年度第1回目の本組合運営協議会全体会を8月3日に開催し、平成28年度乙訓福祉施設事務組合決算及び業務内容についての報告をさせていただき、構成市町の福祉担当委員との意見交換を行いました。

今後とも本組合の円滑な運営と課題解決に向けて、より一層議論を深めてまいりたいと思います。

次に、若竹苑の関係でございます。

現在の利用者数は、就労継続支援34名、生活介護6名、合わせて40名となっております。市町別利用者数は、向日市8名、長岡京市26名、大山崎町5名、京都市1名となっております。

また、地域活動支援センター事業の登録者数は20名で、市町別では、向日市6名、長岡京市12名、大山崎町2名となっております。日中一時支援事業の登録者数は59名であります。各事業において、ご家族対象の事業説明会を8月、9月に実施しました。

次に、介護障害審査課の関係でございます。

まず、介護認定審査会の本年4月から8月までの審査状況でございます。お手元にお配りさせていただいております資料の1ページ目に、その概要を記載いたしておりますが、合議体を90回開催し、2,838件の二次判定を行いました。

次に、障害支援区分認定審査会の本年４月から８月までの審査状況でございます。資料の２ページをご覧ください。合議体を１０回開催し、７１件の二次判定を行いました。

次に、障がい者相談支援課の関係でございます。７月２１日に基幹相談支援センター主催で、乙訓圏域の相談支援専門員を対象に、他職種連携に関する研修会を実施いたしました。

最後にポニーの学校の関係でございます。

７月からの児童発達支援利用児につきましては、向日市３８名、長岡京市４７名、大山崎町１２名、合計９７名で、相談支援につきましては、向日市７２名、長岡京市９５名、大山崎町２５名、合計１９２名となっております。

行事等につきましては、７月９日に前期家族懇談会を実施いたしました。また、作業療法士による乙訓圏域の保育士等対象研修会を７月２５日に実施いたしました。以上です。

○前川 光議長 以上で管理者諸報告を終わります。

日程４、例月出納検査結果の報告であります。

監査委員の報告を求めます。

岩崎監査委員。

○岩崎英樹監査委員 それでは、私からご報告申し上げます。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づく例月出納検査を平成２９年６月２７日、７月２４日及び８月２３日に実施いたしましたので、同条第３項の規定によりその結果を報告いたします。

検査の結果につきましては、お手元にお配りしております報告書のとおりであります。

以上で例月出納検査結果の報告を終わります。

○前川 光議長 以上で例月出納検査結果の報告を終わります。

日程５、第７号議案、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、常盤ゆかり議員の退席を求めます。

(常盤ゆかり議員 退席)

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 第７号議案、監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

去る８月に開催されました向日市議会の役職改選によりまして、議会選出の監査

委員が欠員となっているところでございます。つきましては、その後任監査委員として常盤ゆかり議員を選任いたしたく、地方自治法第196条1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○前川 光議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、質疑、討論を省略して、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

第7号議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり同意することに決しました。

(常盤ゆかり議員 着席)

それでは、ただいま監査委員の職に就かれました常盤議員に、一言ご挨拶をお願いいたします。

○常盤ゆかり議員 ただいま、選任いただきました常盤ゆかりです。

議会選出の監査委員として、岩崎監査委員とご一緒にしっかり努めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○前川 光議長 日程6、第8号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 第8号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院規則の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容についてであります。条例で定める特別の事情の例示として、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議賜り

ますようお願い申し上げます。

○前川 光議長 これより質疑に入ります。

ご質疑、ございませんか。

常盤議員。

○常盤ゆかり議員 この条例改正について、職員組合と、そういう説明をされ、どういった意見があったか、お聞きしたいんですけれども。

○前川 光議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 本件につきましては、職員の給与、処遇等の、広い意味ではそういうように解釈されるんですけれども、このことにつきましては、職員さんにとってプラスの要素がある、特にマイナス要素というのがないというような判断で、このことだけに絞って、職員組合の方とお話をさせていただいたことはございません。

○前川 光議長 常盤議員。

○常盤ゆかり議員 特にこれで説明はされたということはないということで、わかりました。了解です。

○前川 光議長 ほか、ございますか。

(「なし」の声あり)

質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第8号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○前川 光議長 日程7、第9号議案、平成28年度乙訓福祉施設事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 第9号議案、平成28年度乙訓福祉施設事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明いたします。

平成28年度一般会計歳入歳出決算は、歳入4億2,335万6,689円、歳出4億995万2,983円で、歳入歳出差引残額は1,340万3,706円でございます。前年度の決算額と比較いたしますと、歳入が1,593万2,110円、率で3.6%の減となり、歳出は1,299万1,960円、率で3.1%の減となりました。

歳入についてですが、今年度が減少しております原因は、平成27年度に臨時的経費として、若竹苑の空調設備改修工事を実施したため、その財源としての市町分担金が増額となっていたためでございます。一方歳出につきましても、同様の理由による減額が大半でございます。その他といたしまして、職員人件費で約1,164万円の増となっておりますが、これは人事院勧告に基づく給与改定等の実施や、業務増に伴う嘱託職員1名増等の人事異動によるものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○前川 光議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 それでは、引き続きまして、私の方から、平成28年度決算につきまして、主に決算書をもとに、主だったものの内容あるいは前年度との対比を中心に説明させていただきます。

まず、最初に歳入でございます。決算書の5ページをお開き願いたいと思います。

款1分担金及び負担金、項1分担金は、2億8,094万1,000円で、前年度比較で2,421万2,000円の減額となりました。これは、先ほど管理者からの説明にもございましたけれども、28年度は前年度にありました工事費等の臨時的な経費が大幅に減額となった、そういったことで、その財源としての市町分担金も同時に減額になる、そういったことでございます。

次に、項2負担金は、収入済額が1億237万7,469円で、前年度比較で47万7,000円の増額となっております。この収入は、施設運営に伴う支援費でございますが、施設ごとの内訳では、若竹苑は215万6,000円の減額、またポニーの学校は265万5,000円の増額となっております。

若竹苑につきましては、主に就労継続事業の利用者数の減員による支援費の減額、また一方、ポニーの学校につきましては、相談支援事業におきます利用計画等の作

成件数が増えた、これに伴う増額となっております。

次に、7ページ以降をお開き願いたいと思います。

款2国庫支出金で624万6,000円、これは障がい者虐待防止センターの運営に係ります国庫補助金でございます。

次に、款3府支出金で812万3,000円、これは、まず京都府障害者相談支援ネットワーク事業に対する補助金が500万円、さらに障がい者虐待防止センターに係る補助金が312万3,000円となっております。国と府の補助金全体では、前年度比較で486万9,000円の増額となっております。

続きまして、款4財産収入、項2財産売払収入、目1物品売払収入で752万9,051円、前年度比較で100万7,507円の減額となっております。これは若竹苑の授産事業の収入が減収となったことによるものでございます。

次に、款5繰越金で1,634万3,856円、前年度比較で1,392万2,037円の増額となっております。これは27年度の決算剰余金を28年度に繰り越したものでございますが、この金額が前年に比べて大きくなりましたのは、先ほどから何回か申し上げております、27年度で実施いたしました若竹苑の空調設備工事の契約差金等が主な要因となっております。

次に、款6諸収入で179万6,291円、これは主に雑収入で、前年度に比べて特に大きな差はございません。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。11ページからをお開き願いたいと思います。

最初に、款1の議会費でございます。議会費決算額は186万7,580円で、前年度比較で50万6,886円の増額となっております。これは平成28年度におきます議員の視察研修が、前年の日帰りから宿泊を伴うものになったことにより、その旅費の増額等がその主な理由でございます。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、決算額は6,119万9,593円で、前年度比較で238万6,430円の増額となっております。

増額の主な内容といたしましては、人件費、職員の人件費におきまして、28年度人勧に伴う給与改定、あるいは育児休業から復帰した職員に対する人件費の増加分、また物件費におきましては、昨年に起こりましたUSBのメモリー紛失に関します、パソコン、ネットワーク関係のシステム強化の諸経費等々、また28年度の

途中から始めました人事評価制度の構築運用業務の委託料などが、このトータルの増額の理由となっております。

そのほかは、定例業務が多いので、その他の科目につきましては、前年度と大差はございません。

また、目2 基金費、目3 公平委員会費及び項2 監査委員費の目1 監査委員費につきましても、前年度と大差はございません。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 若竹苑管理費でございます。13 ページから16 ページの間をご覧くださいと思います。

決算額は1億3,189万5,006円で、前年度比較で2,033万8,603円の減額となっております。その主な理由は、27年度に乙訓若竹苑の空調改修工事を実施したため、それに伴う費用分の減額があったということによるものでございます。

物件費の主なものとしたしましては、節11 需用費が前年度比59万円の増額となっておりますが、これは若竹苑の施設、1階、2階全てでございますが、フロアタイルの張りかえと、エレベーターの修繕をしたことによるものでございます。また、節15 工事請負費につきましては、1階の多目的室を日中一時支援の事業やあるいは現在行っております地域活動センターの事業等に使いやすいように改装いたしました、その費用が約137万円となっております。また、節18 備品購入費につきましては、生活介護事業で使用するミシンやホワイトボードなどの器具、また地域活動センターで使用する介護ベッドと、タブレットパソコン等の購入などがございます。

その他の項目につきましては、前年と大差はございません。

次に、17 ページ以降をお開き願います。

目2 若竹苑授産事業費でございます。決算額は752万7,062円で、前年度決算額に比べまして100万6,562円の減額となっております。これは作業収入の減収に伴う利用者の方の作業工賃の減額ということでございます。

続きまして、目3 介護保険認定事業費、決算額7,647万3,662円でございます。前年度比較では140万8,302円の増額でございます。その主な理由といたしましては、人事異動等による職員人件費の増額が一番の理由となっております。

また、要介護認定の申請件数の増加に伴いまして、かかりつけ医の意見書作成件数が前年度から180件増えまして、6,387件となりました。その関係で、節

8 報償費の意見書作成謝礼は、前年度比で 80 万 3,370 円の増額となっております。

一方で、節 14 使用料及び賃借料は、介護認定の新規システム導入後、28 年度の計画当初よりは 2 カ月導入が遅れたこと、また、更新における入札で、契約差金が生じまして、それらを合わせまして、28 年度では前年度比で 128 万 2,140 円の減額となっております。

次に、19 ページ、20 ページをご覧いただきたいと思います。

目 4 障害支援区分認定事業費でございますが、決算額 1,493 万 2,609 円でございます。前年度比較では 109 万 1,365 円の減額でございます。これは人事異動等によります職員人件費の減額がその主な理由でございます。

また、節 8 報償費は、62 万 4,144 円の減額となっておりますが、これは障がいの認定審査が、平成 27 年度は 3 年ごとの更新の年となったため、かかりつけ医意見書作成件数が、28 年度は前年度比で減少したことによるものでございます。

次に、目 5 障害者相談支援ネットワーク事業費でございます。これは主に乙訓圏域での障害者自立支援協議会の事務局の運営に関する人件費等の経費でございますが、決算額は 503 万 3,950 円で、前年度比較で 1 万 645 円の減額となっておりますが、決算の各項目につきましては、前年度と大差はございません。

続きまして、21 ページ以降をお開きいただきたいと思います。

目 6 障がい者虐待防止基幹相談支援センター事業費でございますが、決算額は 2,550 万 9,915 円で、前年度比較で 66 万 8,245 円の増額となっております。増額の主な理由は、職員人件費の増額ということでございます。その他物件費等の項目につきましては、前年度と大差はございません。

最後に、項 2 児童福祉費、目 1 ポニーの学校管理費でございます。21 ページから 24 ページをご覧いただきたいと思います。

決算額は 8,530 万 9,584 円で、前年度比較では 448 万 4,143 円の増額となっております。その主な要因は、人件費の増額と、新規事業の作業療法士派遣委託等によるものでございます。

まず、節 8 報償費でございますが、前年度比較 6 万 5,000 円の減額となっております。これは 28 年度に作業療法士の派遣委託をいたしましたので、従来、作業療法士の講師謝礼という形で節 8 で計上していたものを、28 年度は計上しなかったということによるものでございます。

また、節 11 需用費につきましては、前年度比較で 62 万 5,100 円の増額と

なっております。これは修繕料として、剥がれ落ちましたトイレのタイルの張り替え、あるいは会議室の破損したカーテンの取り替え等をいたしました。また節13委託料につきましては、前年度比で86万8,200円の増額となっております。これは、先ほどから何回か申しておりますが、28年度に新規に作業療法士の派遣をいたしました関係でございます。その他の支出項目につきましては、前年度と大差はございません。

以上をもちまして、平成28年度決算の概要の説明とさせていただきます。なお、各事業の実施概要等につきましては、お配りしております事務報告の方に記載しておりますので、こちらをあわせてご覧おきいただきたいと思っております。

それでは、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○前川 光議長 次に、決算審査結果の報告を求めます。

岩崎監査委員。

○岩崎英樹監査委員 それでは、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました平成28年度乙訓福祉施設事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、平成29年7月24日に審査を実施いたしました。

審査の方法及び結果につきましては、同条第3項の規定により、お手元の決算書に別冊としてつけております審査意見書に記載のとおりでありますので、ご報告申し上げます。

以上で決算審査結果の報告を終わります。

○前川 光議長 それでは、質疑に入ります。

質疑、ございませんか。

武山議員。

○武山彩子議員 おはようございます。

17、18ページあたりの若竹苑の事業に対してですが、事務報告を見せていただきましたら、就労継続の事業で、定員が40名のところに対して、登録者数が大体34名ぐらいということで、なおかつ、利用率が平均で89.3%というふうになってますよね。この利用率は、登録者数に対する率でよろしいのですよね。

○前川 光議長 石野事務局次長兼乙訓若竹苑施設長。

○石野功一乙訓若竹苑施設長 そうでございます。

○前川 光議長 武山議員。

○武山彩子議員 そうしますと、定員の40名のところに対して、大体利用されてい

る方の人数が30名弱くらいということになるのかなというふうに思います。対して、日中一時支援が、事務報告のまとめの総括にも書かれてありますように、利用を希望される方が非常に増えてきて、28年度の時点では定員が4名だったところに対して、1日平均4.3人ということになっていますので、総括でも、職員体制がとれないなどの理由でお断りすることもあったというふうに書かれてありますので、この就労継続のところ、定員よりも10名ほど少ないご利用であることと、日中一時支援の方で、希望が定員よりも超えてあるというところで、その職員体制とかで、工夫されて、なるだけ希望どおり利用できるよということとかを、されたのかどうかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○前川 光議長 石野事務局次長兼乙訓若竹苑施設長。

○石野功一乙訓若竹苑施設長 日中一時に関しましては、定員を超えておりますので、今年度からは1名増やしております。職員の方は、地域活動の方に手厚く配置するようにはしております。

○前川 光議長 武山議員。

○武山彩子議員 そうしますと、28年度のこの利用されている方の、多い少ないのところで、職員さんも、利用がたくさんいらっしゃるところにちょっと配置をされたりとか、そういうこともされてきたということですかね。

○前川 光議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 おっしゃること、よく理解できるのですけれども、28年度の決算を受けて、29年度で具体的にまだその職員配置のあれはしてない部分がございます。

といいますのは、例えば、今おっしゃってますように、継続の方は40名定員で、利用率まで入れますと、実質1日30名前後の方が来られると。となると、40名なりを、実際には、今利用されている方が34名、在籍の方が34名さんに見合った定員を基本的には考えておりますが、それでも30名であれば、厳密に言うと若干多いのかなと。

一方で、少ない事業種というのはありますし、広く考えればポニーの学校含めて言うと、いわゆる適材適所ということ言えば、少しそれを考えていかなあかん、それは具体的には30年度から、そういったことの見直しも含めてやっていきたいと思っておりますが、ただ一つ、継続の数値だけを見ますと、おっしゃるとおりの数値なんですけど、非常に、いわゆる困難事例の方が継続で利用されているという現状がございます。就労目的で、一定、そこで仕事をして、それで工賃を得てという

のが、本来の目的の事業でございますが、もう全く仕事ができない方も数名おられます。その方に対しては、かなり、ほとんどマンツーマンの職員がつかないといけない、そういうふうな現状がございます。ですから、単純に、そう簡単に、そこが少ないから減らすというのが、なかなかできないところもありますので、29年度については、ちょっと手をつけておりません。

ですから、ただ、おっしゃることもよくよく理解できますし、私もそう思っていますので、30年度から、何かちょっともう少し、やはり、ニーズのあるところとニーズの少ないところのメリハリをつけていった配置にしていかなければいけないかなとは、現時点では思っております。

○前川 光議長 武山議員。

○武山彩子議員 ありがとうございます。その30名の方に対して、実際は困難な方、手厚く職員さんがつかないといけない方もいらっしゃるというのは、前回の議会でも、生活介護とB型という議論も、いつだったかな、前の議会ですしていたような記憶もありますので、単純にはいかないというのもよく理解ができました。

例えば、就労継続に今登録されている方で、生活介護に今後移行されていかれた方がよいという方もいらっしゃるということなんですかね。

○前川 光議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 生活介護がぴったりはまるかどうかということは、ちょっとこちらでなかなか判断できない部分もあるんですが、一般論で言いますと、先ほど申しました、やはりここに来られて、机に座って仕事をするという場所が基本的なわけなんです。それが全くできないという方であれば、生活介護がベストかどうかはともかくとしまして、就労継続にはやはり向かない方であろうということと言えます。

そこから先、そういう方が生活介護であるとか、あるいはほかの事業に行かれることについては、本人さんあるいは行政の方なり、親御さんなりとお話させていただいて、今計画相談もございますので、その辺の中で話して、これから決めていかなければいけないかなというふうに思っております。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 まず、この乙訓地域の福祉行政に対して、日々頑張っていただいていることに感謝申し上げたいというふうに思います。

そこで、今回の決算書の18ページの介護認定事業、ここの備考欄に介護認定審査会の委員報酬、これが1,555万2,000円という形で出ておりますけども、

ここのドクター関係の報酬とか、そこらあたりだと思うんですけど、その辺、どういう人員で、どういう形で対応されているのか、教えていただけたらありがたいです。

○前川 光議長 伊藤介護障害審査課長。

○伊藤啓子介護障害審査課長 介護保険の方も、障害の方も、委員報酬の方、お支払いをさせていただいております。

介護保険の方に関しましては、委員が今72名いらっしゃいます。72名の委員さんの内訳としましては、ドクター、乙訓医師会の方から推薦いただいております。福祉職に関しましては、各事業所さん、特養であったりとか、老健さんであったりとか、各市町の社協さんであったりとか、そういった団体さん、事業所さんからの推薦を受けて審査委員さんということになっています。

それと、保健関係であれば、もと保健師さんというような内訳で、お支払いをさせていただいております。年間216回、審査会を開催させていただいて、1回当たり1万8,000円の報酬をお支払いさせていただいております。年間、こういった金額に、それと、1回の合議体、18あるんですが、グループ、72名の方を18のグループに分けて、月1回、出席していただきまして、216回で1万8,000円で、4人の出席の方というような内訳になっております。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 そのときですけれども、同じように乙福の職員さんは、何人入られて、どういう形で関わりをおもちなのか。あと、この下に嘱託職員の給与という形になってますけれども、これ、1名分だと思うんですが、その下の職員給与含めて、この項目で何人の方が、どのような関わりをもたれているのか、それを教えてくださいませんか。

○前川 光議長 伊藤介護障害審査課長。

○伊藤啓子介護障害審査課長 介護障害審査課の職員は、5名配属されております。そのうち1名が嘱託職員です。常勤職員と嘱託職員と、業務内容が違うかと言われるれば、審査会に関わる関わり方であったりとか、そういったことは全く同じ業務をしております。

審査会での関わり方というようなことで、今議員の方からご質問があったのですが、審査会には一人、事務局の職員として出席をしております。ただし、よく審査会というのは、事務局の職員が介護度を決めるのではないかというような誤解もちょっとあるのですが、決して事務局の職員は審査判定には加わらない、あくまでも

介護度を決定するのは、先ほども申しましたとおり、1回の審査会に4人の委員さんが出席をされております。その4人の内訳としましてはお二人がドクターの先生、あとの残りのお二人が福祉関係の委員さんなので、医療、保健、福祉の専門の委員さんが出席をしていただいて、そこで介護度、二次判定を最終的に決めるというようなことで、事務局は、ただし、事務局の職員というのは、申請者の方というのは、直接お会いしたことというのはないですし、受け付けは全て各市町の担当窓口になっている関係で、なので、少し、なかなか資料から読み取れない情報であったりとか、そういったことは市町さんの方からは、参考情報としてお聞きはしておるんですが、全てを、それをお伝えするということでは、なかなか、審査の介入という言葉があるんですが、事務局は審査判定に加わったら、介入というふうに委員さんの方からご指摘も受けた経緯もありますし、そのあたりの言い回しであったりとか、お伝えするタイミングであったりとか、もっと言えば、一言一言の言葉であったりとか、そういったところが、慎重に言葉を選びながら、またお伝えをさせていただくというようなところで、そういった事務局の職員というのは、市町と審査会の委員さんの間を調整するというような役割も一つ果たしておるというような現状でございます。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 ありがとうございます。まずちょっと初歩的な質問に入りたいと思うんですけど、介護認定の流れ、これは構成市町における一次判定、それと乙訓福祉施設事務組合における二次判定という流れですよね。ここのところのすみ分け、今もご説明いただいた、乙福の職員さんとしては、この中には入っていないと。そこで、もしこういう事例があるとかいう話をした場合には、それ介入になるよというお話をお聞かせいただいたので、ある部分納得しているところがあるんですが、そのところを、流れのところをもう一回教えていただきたい。

○前川 光議長 伊藤介護障害審査課長。

○伊藤啓子介護障害審査課長 まず、申請者の方は、お住まいの市町の方の担当の窓口申請書を、サービスを受けたいということで、サービスを受けるためには、介護度が必要になってきますので、まずその申請をされます。

それを受けまして、調査員さんが調査に行かれます。それと同時に、申請者の方が、お医者さんの意見書が必要になってきますので、診察、診断をしていただきまして、主治医意見書というのを、介護保険の場合は主治医意見書というものを作成されます。それを、二つがそろったところで、市町の方が一次判定をかけます。こ

の一次判定というのは、全国統一された国の制度であるんですが、それをコンピューター判定をしまして、一次判定が出ます。その一次判定をもとに、次は審査会の方に上げていただいております。

そこから、乙福の業務になるんですが、審査日の1週間前に資料の作成をいたしまして、各委員さんに配付いたしまして、1週間後の審査会に臨むということで、その1週間の間に担当の事務局の職員と担当の委員さんは、その1週間かけて資料を読み込んでいただいて、審査会に臨んでいただくというような、結果が出た後、事務局、乙福から市町に報告をさせていただくというのが、一つの考えではあるのですが、そういった流れとなっております。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 大体その流れはイメージしてたとおりです。すみ分けのところの問題なんですが、一次判定と二次判定というところがあって、一応ここでクロスチェックはできているというふうに思うんですけども、この場合しっかりそれは、クロスチェックはできているのかどうかをお尋ねしたいんですけど。

○前川 光議長 伊藤介護障害審査課長。

○伊藤啓子介護障害審査課長 クロスチェックというのは、市町とのダブルチェックをできているかということによろしいですか。

申請者の方が申請をされて、調査を受けられて、調査書ができ上ります。先ほども言いましたように、主治医意見書ができ上ります。審査会に上がります。それまでに、市町の方が意見書に関して記入漏れがないかとか、そういったところをしっかりとチェックしていただきまして、もし記入漏れがありましたら、医療機関、医師の方に問い合わせをされまして、記入漏れがないということを確認していただきます。

それと同時に、調査書の方もちゃんと調査員さんが、国が示している各項目の定義に沿って調査ができているのかというところを、市町さんの方でしっかり見ていただいて、審査会の方に上げていただいているんですが、やはりそれでも意見書に関しましては、記入漏れがやはりあります。

そのときは、審査会の資料をつくっているときに、乙福でも記入漏れのチェックというのは十分させていただいて、もし記入漏れがあったら、市町さんを通して、もう一度医療機関、医師に確認をしていただくというようなところで、そういう意味での、記入漏れのダブルチェック、それと調査員さんの書かれている内容を審査会までに正しい情報というところで、ダブルチェックという形では進めております。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 ありがとうございます。そのいわゆるダブルチェック、クロスチェックというのは、あくまで事務的なところのチェックですというご説明だったと思います。だから、市町に関しては、記入漏れがあるかないか、それで審査に回したときに、却下されないように事務的な仕事。その審査までの一週間の間に、乙福としては事務的な仕事をした段階で、審査会に事前に書類を回して、ドクターが事前書類からチェック調査をした上で、審査会に臨んでいただくという流れだと理解してよろしいですね。わかりました。

そこで、同じページのかかりつけ医の意見書の作成の謝礼ということで、これが前年度比で80万3,000円アップしているという説明を受けました。そこで、2,878万2,930円という決算額になっているんですけども、これは具体的に件数が、先ほどの介護認定の件数というふうに考えたらいいんでしょうか。それとも1件当たり幾らという、そこらあたりの数字も教えていただけたらありがたいんですけど。

○前川 光議長 伊藤介護障害審査課長。

○伊藤啓子介護障害審査課長 意見書作成料の件ですが、先ほど、事務局長の方からも説明をさせていただいておるんですが、28年度の審査件数が6,278件になっております。この件数が、イコール主治医意見書の件数かといえば、そうではございません。

というのも、いろいろその差っていうのがあるのですが、大きなところでいけば、意見書を書いていただきました。審査会までにやはり時間があります、その間に亡くなる方、その間に状態が悪くなられた、逆に軽くなられた、それで、今回は審査会を受けないわという方が、今回で、28年度で63件の方がいらっしゃいました。

それと同時に、生活保護を受けておられる方の意見書というのは、審査件数には含まれるんですが、意見書作成料は生活保護の方のお支払いになる関係で、そこでも7件ほど出ておりますし、それと、意見書作成料の支払いというのは、基本、審査会の翌月にお支払いをさせていただくんですが、なかなか請求書が来ない、お支払いができないというようなところで、それがもう2カ月後、3カ月後というような形になっていきますと、年度末のところになると、どうしても年度をまたぐというようなことが出てきている案件数が十何件ほどございますが、そのあたりで、ちょっとイコールにはならないというふうな件数にはなっております。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 さっきも説明があったところで、これ、資料いただいている分ですね、平成29年度のこの支援区分の認定審査会の判定結果について、ちょっとお尋ねしておきたいんですけども、不服申し立て、再度もう一回認定をし直してほしいという話というか、それはあるんですか。不服申し立て。

そういう部分で、認定のやり直しがあった場合があると思うんですけど、その場合の介護度の変更が、この数字の中では2,838件中の463件、変更という形でありますね、累計で。この8月の単月も71件中の14件が変更という結果が出てるんですけども、ここのところの詳細がもしわかれば教えていただけたらありがたいです。

○前川 光議長 伊藤介護障害審査課長。

○伊藤啓子介護障害審査課長 こちらの表の変更件数と申しますのは、一次判定結果が、先ほども説明させていただきました、コンピューターで出ます。審査会で理事判定が出ます。最終の介護度等が二次判定になるんですが、その一次判定を二次判定で変えた、変更した件数がこの件数なんです。ですので、不服のところの、そのやり直しの、もし私の聞き間違いでなければ、不服というのか、変更申請というような数字ではございません。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 わかりました。今の審査件数、これは一次、各市町、構成市町の数字で、実際に乙福で認定調査をしたときに、変更が、こういう形で変わっていますよということですね。そういう理解でよろしいですね。わかりました。

そこで、そしたら、先ほどちょっと質問させていただいたのは、一旦介護度がおりました、その次に不服申し立てがあって、変更が、介護度が進んだ場合、場合によっては下がった場合というのがあると思うんです。その具体的な件数って、どのぐらいありましたですか。

○前川 光議長 伊藤介護障害審査課長。

○伊藤啓子介護障害審査課長 今、北村議員さんの方がおっしゃっておられる不服というの、一応確認なんですけど、一度出た介護度に対して、ちょっと状態が違うし、変更申請をしたいんだというような、状態がちょっと変わったから変更申請をしたんだというような旨のご質問で、よろしかったでしょうかね。

変更申請に関しましては、28年度では、全体で693件、6,278件中693件の変更申請が出ております。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 ありがとうございます。693件あったということで、この場合で、介護度がより進まれた方と、それと現状維持の方と、少ないとは思いますが、介護度が軽くなられた方、三つに分かれると思うんです。どのぐらいの数がありましたですかね、詳細について。

○前川 光議長 伊藤介護障害審査課長。

○伊藤啓子介護障害審査課長 すみません、ちょっとすぐにお答えすることが、件数をすぐに、具体的な数字をお出しすることが、ちょっと今、データとしては手持ちがないんですが、ただ、区分変更に関しましては、状態がやはり悪くなったから出される方というのは、やっぱり主にそういった理由で出される方が多いです。

ただ、ここ2年、3年のうちでは、私、軽くなったから、軽度変更、区分変更出しますという方が、かなり増えてきております。というのも、やはりサービスの利用料が1割負担、多い方では2割負担という方がいらっしゃいますから、申請者の方、家族さんも含め、ケアマネさんも含め、利用料に関しての、やはりお支払いするのが、誰しもご負担ですから、そういったことで、軽度変更を求めて区分変更出されるという方が、ここ3年ほどで随分と増えてきたというのが印象としては、月に3件ほど出ていることもありまして、審査会でもそういった、この方が軽度変更で区分変更出されましたということで、お伝えをさせていただいておるんですが、委員さんの方も、最近そういう人増えたねということで、利用料との関連から軽度変更が増えたという印象としてはありますし、却下になるケースというのが、申しわけないです、ちょっと数字でお伝えできないんですが、私が審査会に入って、審査結果等を見ている印象でしかお話ができないんですが、なかなかそうそう却下されるという方はいらっしゃらないですね。月に、区分変更が出て、1件あれば、2件あればというような程度の数字なので、そんなに多くはないというような認識はしております。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 具体的な数字は後ほどで結構ですので、すみません。

○前川 光議長 数字出してもらおうんですね。資料、提供できますか。

○伊藤啓子介護障害審査課長 すみません、ちょっと時間いただくんですが、そうさせていただきます。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 軽度に、軽度変更ということで、これ福祉行政が大分進んできた中

で、結果的にすごく皆さん頑張っていたらということ、理解させていただきました。ありがとうございます。感謝したいと思います。

それで、この中で、乙福の職員さんとして、あつてはならないことなんですけども、ドクターの誤診による重度変更とか、そういうものが見受けられるようなことは、過去ありましたですか。

○前川 光議長 伊藤介護障害審査課長。

○伊藤啓子介護障害審査課長 誤診といいますのは、診断名が間違ってたというような理解でよろしかったでしょうか。

診断名が間違ってたというようなケースというのは、聞かないです。審査会の中で、これ、病名違うよというようなお話というのは、もう正しいものがなされているというのを大前提にしておりますので、そこで間違ってる診断名というのは、先ほどもお伝えしましたが、乙福の職員も、当然審査会の委員さんも、ご本人とお会いするということはないので、ましてや、そのあたりで、診断名が違うというようなケースというのは、もう正しいものが出てきているというのが大前提にしておりますので、そういったケースはないですね。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 わかりました。先ほどからの説明でいくと、乙福の職員さんとしては、当該患者さんにお会いすることはないということだったので、実際に見ることはないから、判断非常につかない、だから事務的な処理をしている、あくまでも出てくる書類に関しては、先々日にとったもので、という大前提のもとで審査に入られているという理解をさせていただきました。

そこで、ちょっと具体的な質問をさせていただきます。

ちょっとセンシティブなところもありますので、名前とかそういうのは一切省きますけれども、これ、約6年前の事例です。介護認定を受けられた高齢女性がおられました。最初の認定を受けられたのは要支援2やったんです。その後、やっぱり不服というか、介護度が進んでるということで、申請をもう一度されて、そのときに出てきたのが要介護1という状態で、見直しがされました。

この段階で、確定診断をされた、これの、いわゆる町医者さんなんですけども、そこではアルツハイマー型認知症だったということで、確定診断をされた、これが第一次判定、第二次判定、そのまま通って、アルツハイマーの薬と、介護のサービスをいただきましたという流れがずっと続いていた事例があります。

その後に、親族の方が、薬が全く効いてこない、と、進行が止まらない、体が震え

てくる、自力では食事ができない、服が着られない、こういう状況にまで進行した中で、私どもに相談を受けました。約10カ月後ですけど、このときにセカンドオピニオン取りなさいよと、はっきり言ってるんです、セカンドオピニオン取られたんです、そのセカンドオピニオンをとられた後に、再度認定を受けられたんです。そのときの確定診断は、アルツハイマーではなくて、パーキンソン病、パーキンソンから来る認知であるという判定が下されました。

こういうこと、乙福としては把握できないということをおっしゃったんですが、介護度の進行によっては、異常な状態ってあると思うんです、数字として、おかしいというような判定が、その個人が、Aさんという方がおられて、今まで介護度1やったのに、一気に4まで進みましたと、そんなことになったらおかしい、そういうところのチェックっていうのは、されないのでしょうか。

○前川 光議長 伊藤介護障害審査課長。

○伊藤啓子介護障害審査課長 ちょっと話を整理させていただくのですが、申請者の方が市町の窓口で意見書を提出されて、先ほどもお伝えしました、市町は記入漏れがないかをチェックをしていただいて、あれば医療機関に、なければ乙福の方ということで、乙福の方が記入漏れ、調査項目のチェックをさせていただいて、そして審査会へということになるんですが、審査会があくまでも調査員さんが調査をされた調査内容と、それと意見書で審査をする関係で、この方がどういった状態なんだというのが、この2つの資料でしか判断はしてはだめだということになっておる関係で、その関係で、支援の2が最初に認定がおりたと思うんです。

そしてその後、状態が改善されてこない、ますます動きが悪くなられて、日常生活に支障が出てくるということで、ご家族さんの方が見かねて、区分変更を出されたのかなというふうに、今のお話を聞いて理解をさせていただいたんですが、審査会があくまでも出てきた書類に対して、この方の病気の重さで介護度が決まるわけではございません。その方が日常生活を送るに当たって、どれだけの介護が必要なのか、よく介護の手間という言葉で、国の方も使っておるんですが、その方の介護の手間はどれくらい要するのかというのを、二次判定では、福祉、医療、保健の専門職である委員の皆さんで議論していただきますので、区分変更が出たときには、ああ、この方、本当に悪くなったねということで、じゃあ何で悪くなったんだろうねということで、悪くなった、区分変更を出されたときというのは、理由もつけて申請をしていただいておりますので、その理由の方も審査会の方にはお伝えはさせていただいております。今回、この方は骨折されて、身体の状態が悪くなられたの

でというふうな理由の方も一緒に審査会の方にお伝えをさせていただいておりますので、前回は支援の2で、今回かなり悪くなって、介護1って、何でなのかなってというようなところでの区分変更時での状態が悪くなったというところのお話は上がりますが、この方の例でいけば、支援2が出たときに、この人悪くなるよねというようなところはもちろんだクターの先生が判断されることもあるんですが、憶測で、書かれていないことで介護度を決めるということも、制度的にはできませんので、その書類その書類での審査判定をするということが、一つのルールになっている関係で、現状は動いておるということでご理解いただければと思います。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 結構難しい話だと思うんです。現実には把握できるシステムが乙福にはなさそうということが、今、答弁で大体理解できました。

何でこういう質問をさせていただいたかというのは、介護保険税を、これだけ高齢化が進んでいる中で、有効に使っていただいて、こういうことで税の無駄遣いがないような形で、これはまずしていただきたいことが1点。

今回のこの方の場合は、はっきり言ってレアケースだと思います。昨年この方亡くなられています。最初の段階のドクターの診立て、これの違いがあって、治療が約1年間、全く違う治療をしてしまった。そのために介護度が進んでしまったという事例がございます。

これを防ぐ策というのは、今、お聞きしてる中では、構成市町にもなさそうですし、乙福にもなさそうです。というところなんです、具体的に乙福として、今、先ほどのご説明を聞いてた中で、この審査会が18グループに分かれて、ドクターが2名ついて、複数の目で見てる、介護職の専門の方も2名ついているというところで、こういうケースとして、異常な進行をした場合、何か問題があるんだろうと、着眼点、ちょっと違う角度をつけてもらって、追跡調査をしてもらう、そういうことによって、医療の進歩につながってくる部分があると思うんです。

今回、これを、何でこういう形で質問してるかということ、実は当該ドクターが、今回、ほかの方でもまた誤診されてるという情報が耳に入ったんです。それ、どうなのかということで、私の方へ、そこの奥さんが連絡されて、こんな状態になってるんです、だからもう二度と、そこのご主人はそのドクターのところへ行かないということをはっきり明言されたということがあります。

今、構成市町と乙福で、クロスチェックはあくまでも事務的なことしかできないというご説明やったんですけど、そこで、やっぱりもう一つ、トリプルチェック、

しっかりしておかないと、こういう方が出てきたとき、やっぱり大変なことになると思うので、そこ、もうちょっと、やり方を、乙福としてはなかなかできないと思います。でも、乙福は合議をする場を持ってます。構成市町は合議をする場を持ってないです。事務的にチェックをして数字を上げてる、そういう流れがあるんです。

管理者、いかがですか、そのあたり、何か対応策、考えていただきたいなというふうに思うんですけど。

○前川 光議長 安田管理者。

○安田 守管理者 今、長い質問いただいて、状況は把握はいたしました。ただ、一番難しいことは、病状とといいますか、病気は医師のみが判断できるということで、他の者は判断できません。また、書類上で病状っていうのは、判断、全くできないということで、乙福として、今のシステム上で、その疾病が正しいのかどうかということ、なかなか判断しにくいのが現状だと思います。

また、議員おっしゃいましたように、前回と進んだ場合のチェックをしてという、その結果を返したらということだと思えるんですけども、これだけ、数千件という中で、例えばその一つを見抜くということ、確かに前回と介護度が進んだ方、たくさんいらっしゃるんですね。そういった中で、同じ疾病の中で介護度が進んでる方がほとんど、多いわけですから、そこで、例えば一つ介護度が増えたときに、これは疾病による、同じ疾病で進んでるのか、それともこれは誤診によるというのは、なかなかこっちで判断するのは難しいですし、逆にそれを誤診ではないことを、こちらが正しいですかということもまたなかなか難しいことだと思いますので、議員おっしゃってることはよくわかりますので、今現状ではなかなか難しいなという思いがありますけれども、今後そういったことが起こらないように、何か方法があるかどうかについては、これからじっくり考えていきたいと思っています。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 管理者、ありがとうございます。そこで、ドクターというのはセカンドオピニオン、すごく嫌がられる方が多いと聞いているんですけども、行政として、セカンドオピニオンをいかに取りやすくするか、そういうふうな形の進め方、まずそのところをどんどんやっていかないと、こういう問題って出てくる可能性が非常に高いと思います。

ドクターによっては、どここの部位に関しては私は専門外ですという方、すごく多くて、私も仕事してる側のその関係の仕事で言うと、全国の優秀専門医、約1,800人いてるんです。部位症例別に全部揃えてご紹介できるシステムだって

あるんです。そういう中で、やっぱりちょっとこれおかしいよという世界があると思うので、できれば、セカンドオピニオンをしっかりと取れる、そういうシステムを組んでいただきたいと思います。

それがある程度できれば、ドクターが誤診するのは、やっぱり人間やから、100%ないとは言い切れないと思います、あると思うんです。だから、それを補完する意味でも、セカンドオピニオンを進めるという形のところを、一度ちょっとご検討いただきたいと思いますというふうに思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○前川 光議長 安田管理者。

○安田 守管理者 セカンドオピニオンにつきましては、普通の病院であれば、自らセカンドオピニオンされますかと聞かれるような状況にもなっておりますし、世の中では大分進んできていると思います。議員ご指摘の件につきましては、各市町で、こういったこと、自分の医療について何か納得いかないことがあるのであればセカンドオピニオンという制度があるということは、しっかりと広報していきたいなと思っています。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 それ、よろしくお願いします。

この質問の最後に、実はこのドクターが言われた言葉がありまして、そこの親族の方がセカンドオピニオンを使う、お伝えに行かれたという流れです。そこで、自分は専門医じゃないと、「パーキンソン病は専門外です」という回答しかなかったというところで、謝罪をですね、「すみません」ということでは、これは認められないという立場だと思うんですけども、謝罪がないということです。

結局この親族が言われるには、専門医でないのにどうして確定診断をするんですかということが、私の方に質問がありましたので、それちょっと難しい問題で、わかりつけのところがそういう説明があったのであれば、どうしようもないけども、一応基本的には性善説に立っているんじゃないですか、ただ、そのときにセカンドオピニオンをしたので、結果的にわかったということやったんですけど。

この分で、親族の方、かなりの不信を、そこの医療機関に対しては感じたということだったんです。このセカンドオピニオンを受けられた病院では、介護認定を受けられるまで、そのドクターは恐らくパーキンソンだろうということで、医者、AさんとBさんと、診立て全く違うんです。パーキンソンの可能性が高いということで、そこで出された薬、やっぱりパーキンソン用の薬を出されたということやったんですけど、当時そのときは、確定してないので、医療費1割負担、1錠10円、

だから1錠100円の薬だったのかな、だったんですけど、結局、確定診断が出て、自治体に申請をされて、特定疾患になって、介護度が決まっていた中で、今度、制度が、地方自治体から京都府に、特定疾患、上がっちゃいます。そのときは、ドクターの食いつぱぐれないからだと思うんですけど、一気に一錠400円ですよ、これが実態なんです。

そういう流れになると、医療費の抑制もできないということになってきます。だから、そここのところを、やっぱりちょっとどうなのかなというところがありますので、今回、この場合は、もうご本人亡くなられたので、今さらどうしようもないということはあるんですが、適切な治療を受けられなかったブランク、このブランクがあったがために、パーキンソンの確定を受けられて、介護のお世話になられた中で、進行が止められなかったという結果ですね。だから、そここのところを、いかにそういう人を、本当にレアケースだと思うんですけど、でも助けてあげないといけないという部分があると思うんです。

要は、介護保険の無駄遣いだけじゃなくて、本人にも負担だし、ご家族にも負担、心の傷、そういうものが出てくると思うので、肉体的な部分というのは、多分苦痛もあると思うので、結局これは許されないことだというふうに思うんですけど、今の中で、今与えられている構成市町と乙福の対策って、なかなか打ちにくいと思うんですけど、今後、しっかりとそこらあたりをチェックしていただいて、先ほど言いました、中には怪我で、骨折によって介護度が進む方もおられるでしょう。それ以外の方で、介護度が進む場合というのは、要注意をしなければいけないと思うので、そこらあたりの抽出を、今後していただいて、福祉の貢献をお願いしたいと思いますので、これもう要望にしときます。今後また詳しく聞いていきたいときがあれば聞かせてもらいますし、よろしく願いいたします。

○前川 光議長 伊藤介護障害審査課長。

○伊藤啓子介護障害審査課長 しっかり議員さんのご意見も承りました。ただ、医療の面での問題と、介護というところの問題と、少し、ちょっと整理をしながらというところに、お話が行くのかなというふうに、今お話を伺って感じているところなんですけど、やはり間違った診断というのは、決して、患者さんの不利益になりますし、本当にドクターにも気をつけていただきたいという側面はあるのですが、介護のところでは、市町も含めてなんですけど、乙福としても主治医意見書という、その申請者の方の主治医の先生が書かれたということをお大前提に、繰り返しの確認なんですけど、大前提にしている関係で、なかなかちょっとそここのあたりの診断面の確

認というのが、これからもちょっと難しいかなというのが、ちょっと考えておるところなんですが、乙訓医師会の先生方というのは、京都府下でもかなり介護保険のこの制度に関して、すごく熱心に、協力的な医師会であります。京都府下でも、本当に医師会の先生方はなかなか委員になっていただけないというお話も聞くんですが、乙訓医師会に関しましては、本当に協力的に進めていただいておりますし、そのあたり、なかなか議員さんから出たお話がダイレクトには先生の方には伝えられないのですが、ちょっとまた機会がありましたら、そういうことを先生方の方に、もうちょっとお話をしていきたいなど、誰がというようなお話でもなく、一般的な話として、また医師会の先生方の方にも伝えておきたいなというふうには思っております。

それと、先ほど、区分変更の件数で、28年度は693件区分変更申請が出ておりました、悪化された、以前持つておられた介護度より悪くなられた方というのは653件です。逆に改善、軽度変更を求めて区分変更を出された方が7件です。却下された、もともと持つておられた介護度、次に区分変更で出されたんですけど、やはりこの方の前回持つておられた介護度と同じ介護度で大丈夫ですということで判断された件数が33件です。お伝えさせていただきます。

○前川 光議長 北村議員。

○北村吉史議員 ありがとうございます。かぶせて申しわけないのですが、今のお話、大体わかりました。乙福としては、その答弁で十分だと思っています。それ以上を求めるつもりはないんですが、でも、介護と医療というのは表裏一体なんです。特に高齢者の場合。中には介護を受けたくても、最終的に受けられなくて、亡くなっていく方もおられると思います。そこは医療に頼らざるを得ないところなんですけど、そこで、実際に介護にかかわらざるを得ない、頼らざるを得ないということも、非常に増えてきている、多い中で、今後単なる医療その部分のミステイクはずっと尾を引っ張る、というような形が、ないようにしていかないとイケないというふうに思うんです。

今回、この質問するに当たっては、国会議員の先生ともいろいろ話をしていて、厚生労働省の中で、この地方自治体の今のシステム、多分こういうことになっているんだろうと、これを改善していかないと、介護保険料どんどん上がるよと、高齢化に伴って、恐らく高齢化が進む2035年まで、この状態、どんどん進んでいくから、まずこういうところをチェックしていかないとだめなん違うかというところの話をしていただいたと思うんです。

だから、いずれ、これが、乙訓医師会が変わろうと変わらないと、どうでもいいんです。国としてやっていかなあかんと思うんで、そのところを今後、気がついたときには、逐一また話をさせていただきたいと思うんで、しっかりとそここのところを見据えていただきたい、お願いします。以上です。

○前川 光議長 ほか、ございますか。できるだけ質疑は簡潔にお願いします。  
辻議員。

○辻 真理子議員 決算書の方で、相談支援事業の方の報酬と給料が出てるんですけども、事務報告の36ページで、これ、平成27年に比べて、かなり、事業所からの相談件数で、延べ件数でいうと3倍になっているかなと思うんです。ケースも倍になっているんですけども、どういったことで、その基幹相談の方に上がってきているのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○前川 光議長 中川障がい者相談支援課長。

○中川仁夫障がい者相談支援課長 延べ件数とケース数につきましては、27年度の統計の取り方と少し違っていると思います。少し、27年度の件数の取り方、かなりアバウトな件数の取り方をしていましたので、月別、それから、どこからの相談であったかというところを、少し細かく、28年度精査をしています。その関係だということでご理解いただきたいと思います。

○前川 光議長 辻議員。

○辻 真理子議員 実際にケースは増えてないんですかね。

○前川 光議長 中川障がい者相談支援課長。

○中川仁夫障がい者相談支援課長 27年度と比較してですか。ケース数自体は、大きな増減はございません。

○前川 光議長 辻議員。

○辻 真理子議員 基幹相談支援センターの方に上がってくるということなので、困難ケースが多いかなと思うんですけど、終結したケースというのも実際にあるんですかね。

○前川 光議長 中川障がい者相談支援課長。

○中川仁夫障がい者相談支援課長 何をもって終結かというところが、ケースによって非常に難しいと思うんですけども、転出されたという場合でも、終結となりますし、次のサービスにうまくつながったという場合でも、終結ということもありますので、そういう意味あいでは言いましたら、終結したケースというのはございます。

○前川 光議長 辻議員。

○辻 真理子議員 あと、事務報告の39ページの、虐待の通報の受理件数というところで、これに関しましても、昨年度に比べて通報受理件数というのは特段変わってないかなと思うんです。認定件数の方が昨年と比べて、5件から2件に減ってるということは、実際に認定された件数が減ってるということで、それ以降の何か、今後の対策とか、というのはあるんですかね。

○前川 光議長 中川障がい者相談支援課長。

○中川仁夫障がい者相談支援課長 虐待防止センターができましたもう5年程度になるんですけども、通報件数と認定件数につきましては、かなり年度によって差がございます。もうこれはその年度、年度によって、やはりさまざまな状況が変わってくるということで、確かに28年度につきましては、他の年度に比べまして認定件数が少のうございました。これにつきましては、通報の中には高齢者虐待かもしれないというふうな通報も入ったりしますし、それから実際に調査をしてみますと、虐待ではなかったというようなものも含まれております。

なぜ、28年度だけが特徴的に、割合的に認定が少ないのかということにつきましては、定かではございませんが、結果としてはそういう形になったということでご理解いただきたいと思います。

○前川 光議長 辻議員。

○辻 真理子議員 実際に幅広く虐待というところの予防であったりとか、かもしれないというところで、これだけの通報があったということで、未然に防げてるといふ成果なのかなというのは思いますので、今後も、ただし、認定されてるといふこともありますし、その中には、やっぱり擁護者というところでのしんどさであったり、ケアする方の手当のも、何か会議でやられていますし、今後そういったところでますます介護する側の方が高齢になってこられているということもきっとあると思うので、その点も十分考慮して、今後も関わって行っていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

あと、もう1点、ポニーの学校の方でお聞きしたいのですが、こちらの方も、41ページで、計画相談の件数がかなり伸びてると思うんですけども、今後のところで、ポニーの学校の方で計画相談を受けられるというところの、昨年、乙福議会の方でも、町田市の方に行かせていただいたときに、そこでも療育施設、子供さんの施設であるので、そこで基本皆さん計画相談を今後も、そこで関わってほしいということだからかなり相談員さん一人が抱える件数が増えてるといふことをすごくそこ

でも課題にされているというお話を職員さんからお聞きを昨年させてもらってる中で、ある一定ライフステージに合わせたときに、例えば就学後とか、就労前というところで、整理が必要になってくるかもしれませんというお話をされてたんですが、ポニーの学校の方での計画相談であったり、きっとこれ相談件数はどんどん増えていくかなと思うんですけど、そこら辺の今後の見通しとか、もしあれば教えてください。

○前川 光議長 渡辺ポニーの学校施設長。

○渡辺三知雄ポニーの学校施設長 議員おっしゃるように、ここ2、3年でやっぱりどんどん増えてきております。と言いますのは、児童発達支援の方は一応就学までということで、期限を設けておりますが、相談の方は18歳までということですので、小学校に上がられても、引き続き福祉サービスをご利用になられる方、そのまま続けていくということがございますし、また近年、ここ2年ほどですが、一旦就学時点で相談を切られて、福祉サービスはもう利用しないよということで、相談の方をやめられたんですが、3年生、4年生、学年が上がってくるところで、やっぱり放課後の過ごし方について、若干不安になってこられて、またやっぱり放課後デイサービス事業を利用したいなということで、再来されるという方が出てきておりますので、そういう方も含めると、やはりどんどん増えてきております。

この事務報告の最後の相談支援のところ、実際の契約者数も上げておりますが、27年度148名、28年度189名、現在は、管理者報告の中にもございましたけれども、190何名で、10月現在ではもう200名を超えるというような数になってきております。

相談員の方も、今後もう少し、うちで頑張れるだけ、増やしていく、兼務も含めまして、方向では考えてはおりますが、それにも限度がございますので、そのあたりは、また市町とも相談しながら、今後どうしていくか、また障害児相談支援事業所の方も、やっぱり増やしていただく必要があるかというふうに考えておりますし、また二市一町の方とも相談させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○前川 光議長 辻議員。

○辻 真理子議員 ありがとうございます。実際に就学されて、一旦福祉サービスを、先ほどおっしゃったように、一回やめられるけども、またその以降のところ、再度福祉サービスを使いたいということであったり、就労前にまた相談であったりとかというところで、なかなか継続して、すぐ就学前まではすごく整った福祉サービス

であったり、計画相談さんとか入っていただいて、今後のところで、ほんとどうしても途切れてしまうというところが、かなり課題なのかなと思いますので、かと言って、ポニーの学校の中で全部をやってほしいという、親御さんのニーズはきっと18歳まで、せっかく見てもらってたからというところはきっとあるかと思うんですけども、また自立支援協議会の方でも、今後の計画相談員の、ライフステージに合わせた整理であったりとか、その点も踏まえて協議いただければと思いますので、要望させてもらいます。

○前川 光議長 ほか、ございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第9号議案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じたいと思いますが、来る10月1日に長岡京市議会議員選挙がございます。再びこの議会にお見えになれることもあろうかと思いますが、区切りのご挨拶をいただきたいと思います。

初めに、田村副議長。

○田村直義副議長 では、失礼をいたしまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

この乙訓福祉施設事務組合議会の副議長として、私にとっては大変貴重な経験をさせていただきました。安田管理者をはじめ皆様には大変お世話になり、また、無事にこの任期を満了することができましたこと、心より厚くお礼申し上げます。

これからも、この経験を生かして地域福祉の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

またここに帰って来られるかどうかはわかりませんが、簡単ではございますが、区切りのご挨拶にかえさせていただきたいと思います。皆様、本当にありがとうございました。

○前川 光議長 武山議員。

○武山彩子議員 4年間お世話になりました。乙福、基幹相談支援センターを抱えて、本当に乙訓の圏域のセンターというものがある拠点になっていく場所であろうなというふうに、ますますこれから重要であろうなというふうに思っております。

ポニーの学校も、さっき質問があったように、計画相談が始まって、本当に子供から大人の方が高齢になっていかれるまでのところの拠点になっていく、ますます重要な施設として、公でしかできないこと、公だからこそできることもたくさんあると思いますので、またこれからもますます乙福の皆さんの事業の発展やいろいろ期待したいと思います。

本当にお世話になりまして、ありがとうございました。

○前川 光議長 白石議員。

○白石多津子議員 私もこの4年間、乙福議会でお世話になりまして、いろんなところに視察にも行かせていただいて、またご利用者さんともいろいろお話する機会を与えていただいて、一層、障がい者福祉に取り組みたいという思いを強くいたしました。また機会がありましたら、ぜひ戻って来たいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○前川 光議長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして平成29年乙訓福祉施設事務組合議会第3回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午前11時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長 前川 光

会 議 録 署 名 議 員 常 盤 ゆかり

会 議 録 署 名 議 員 北 村 吉 史